

国立大学法人京都大学教職員退職手当規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前略)</p> <p>(自己都合退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第3条 次条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか、退職し又は解雇された者に対する退職手当の基本額は、退職又は解雇の日におけるその者の俸給月額(以下「退職日俸給月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100</p> <p>(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110</p> <p>(3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160</p> <p>(4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200</p> <p>(5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160</p> <p>(6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120</p> <p>2 前項に規定する者のうち、傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(就業規則第48条第5号の規定により懲戒解雇された者を含む。)に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 勤続期間 1年以上10年以下の者 100分の60</p> <p>(2) 勤続期間 11年以上15年以下の者 100分の80</p> <p>(3) 勤続期間 16年以上19年以下の者 100分の90</p>	<p>(自己都合退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第3条 (同左)</p> <p>2 前項に規定する者のうち、傷病又は死亡によらず、かつ、<u>国立大学法人京都大学教職員早期退職規程(平成22年達示第23号。以下「早期退職規程」という。)</u>第5条第1項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者(就業規則第48条第5号の規定により懲戒解雇された者を含む。以下「<u>自己都合等退職者</u>」という。)に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 勤続期間 1年以上10年以下の者 100分の60</p> <p>(2) 勤続期間 11年以上15年以下の者 100分の80</p> <p>(3) 勤続期間 16年以上19年以下の者 100分の90</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(1 1 年以上 2 5 年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第 4 条 1 1 年以上 2 5 年未満の期間勤続し、就業規則第 2 2 条第 1 項の規定により定年退職し、勸奨により退職し、又は任期満了により退職した者 (第 8 条の 3 第 1 項の規定に該当するもの (役員等から引き続き教職員となった場合を除く。) を除く。次項及び次条において同じ。) に対する退職手当の基本額は退職日俸給月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 1 年以上 1 0 年以下の期間については、1 年につき 1 0 0 分の 1 2 5</p> <p>(2) 1 1 年以上 1 5 年以下の期間については、1 年につき 1 0 0 分の 1 3 7 . 5</p> <p>(3) 1 6 年以上 2 4 年以下の期間については、1 年につき 1 0 0 分の 2 0 0</p> <p>2 前項の規定は、1 1 年以上 2 5 年未満の期間勤続した者で、通勤 (労働者災害補償保険法 (昭和 2 2 年法律第 5 0 号) 第 7 条第 2 項に規定する通勤をいう。以下同じ。) による傷病により退職し、死亡 (業務上の死亡を除く。) により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者 (前項の規定に該当する者を除く。) に対する退職手当の基本額について準用する。</p> <p>(組織再編による退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第 5 条 就業規則第 2 4 条第 1 項第 6 号の規定により解雇された者、業務上の傷病若しくは死亡により退職し、2 5 年以上勤続し就業規則第 2 2 条第 1 項の規定により定年退職し、勸奨により退職し、又は任期満了により退職した者に対する退職手当の基本額は、退職日俸給月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p>	<p>(1 1 年以上 2 5 年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第 4 条 1 1 年以上 2 5 年未満の期間勤続した者であって、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日俸給月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 就業規則第 2 2 条第 1 項の規定により定年退職し、又は任期満了により退職した者 (第 8 条の 3 第 1 項の規定に該当するもの (役員等から引き続き教職員となった場合を除く。) を除く。次項及び次条において同じ。)</p> <p>(2) 早期退職規程第 5 条第 1 項に規定する認定 (同規程第 1 条第 1 号に係るものに限る。) を受けて同規程に基づき退職した者</p> <p>2 (同 左)</p> <p>3 第 1 項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 1 年以上 1 0 年以下の期間については、1 年につき 1 0 0 分の 1 2 5</p> <p>(2) 1 1 年以上 1 5 年以下の期間については、1 年につき 1 0 0 分の 1 3 7 . 5</p> <p>(3) 1 6 年以上 2 4 年以下の期間については、1 年につき 1 0 0 分の 2 0 0</p> <p>(2 5 年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第 5 条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日俸給月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(1) <u>1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150</u></p> <p>(2) <u>11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165</u></p> <p>(3) <u>26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180</u></p> <p>(4) <u>35年以上の期間については、1年につき100分の105</u></p>	<p>(1) <u>25年以上勤続し就業規則第22条第1項の規定により定年退職し、又は任期満了により退職した者</u></p> <p>(2) <u>就業規則第24条第1項第6号の規定により解雇された者</u></p> <p>(3) <u>早期退職規程第5条第1項に規定する認定(同規程第1条第2号に係るものに限る。)を受けて同規程に基づき退職した者</u></p> <p>(4) <u>業務上の傷病若しくは死亡により退職した者</u></p> <p>(5) <u>25年以上勤続し、早期退職規程第5条第1項に規定する認定(同規程第1条第1号に係るものに限る。)を受けて同規程に基づき退職した者</u></p>
<p>2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。</p> <p>(俸給月額の変額改定以外の理由により俸給月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)</p> <p>第5条の2 (略)</p> <p>(勸奨退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)</p> <p>第6条 第5条第1項に規定する者のうち、定年に達する日の6月前までに退職した者であって、その勤続期間が<u>25年以上</u>であり、かつ、その者に係る定年から<u>10年</u>を減じた年齢以上である者(第8条の2又は第8条の3の規定に該当するものを除く。)に対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>2 (同左)</p> <p>3 <u>第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150</u></p> <p>(2) <u>11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165</u></p> <p>(3) <u>26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180</u></p> <p>(4) <u>35年以上の期間については、1年につき100分の105</u></p> <p>(俸給月額の変額改定以外の理由により俸給月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)</p> <p>第5条の2 (同左)</p> <p>(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)</p> <p>第6条 <u>第4条第1項第2号及び第5条第1項(就業規則第22条第1項の規定により定年退職した場合を除く。)</u>に規定する者のうち、定年に達する日の6月前までに退職した者であって、その勤続期間が<u>20年以上</u>であり、かつ、その者に係る定年から<u>15年</u>を減じた年齢以上である者(第8条の2又は第8条の3の規定に該当するものを除く。)に対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>

改 正 前			改 正 後		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条第1項	退職日俸給月額	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2（退職日俸給月額が国立大学法人京都大学教職員給与規程（平成16年達示第80号。以下「教職員給与規程」という。）の指定職俸給表4号俸の額以上である教職員は100分の1）を乗じて得た額の合計額	第4条第1項及び第5条第1項	退職日俸給月額	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職日俸給月額が国立大学法人京都大学教職員給与規程（平成16年達示第80号。以下「教職員給与規程」という。）の指定職俸給表4号俸の額以上である教職員は100分の1並びに指定職俸給表1号俸の額以上4号俸の額未満である教職員及び指定職俸給表以外の俸給表適用者で退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である教職員は100分の2）を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第1号	及び特定減額前俸給月額	並びに特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2（特定減額前俸給月額が教職員給与規程の指定職俸給表4号俸の額以上である場合には、100	第5条の2第1項第1号	及び特定減額前俸給月額	並びに特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（特定減額前俸給月額が教職員給与規程の指定職俸給表4号俸の額以上である教職員は100分

改 正 前			改 正 後		
		分の1) を乗じて得た額の合計額			の1並びに特定減額前俸給月額が指定職俸給表1号俸の額以上4号俸の額未満である教職員及び特定減額前俸給月額が指定職俸給表以外の俸給表適用者で退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である教職員は100分の2) を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第2号	退職日俸給月額に、	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2(特定減額前俸給月額が教職員給与規程の指定職俸給表4号俸の額以上である場合には、100分の1) を乗じて得た額の合計額に、	第5条の2第1項第2号	退職日俸給月額に、	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(特定減額前俸給月額が教職員給与規程の指定職俸給表4号俸の額以上である教職員は100分の1並びに特定減額前俸給月額が指定職俸給表1号俸の額以上4号俸の額未満である教職員及び特定減額前俸給月額が指定職俸給表以外の俸給表適用者で退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である教職員は100分の2) を乗じて得た額の合計額に、
(略)			(同左)		

改正前			改正後		
<p>(退職手当の基本額の最高限度額)</p> <p>第7条 第3条から第5条までの規定により計算した退職手当の基本額が、退職日俸給月額に49.59(平成25年1月1日から同年9月30日までの間においては55.86、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては52.44とする。次条において同じ。)を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。</p> <p>第7条の2 第5条の2第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。</p> <p>(1) 49.59以上 特定減額前俸給月額に49.59を乗じて得た額</p> <p>(2) 49.59未満 特定減額前俸給月額に第5条の2第1項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日俸給月額に49.59から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額</p> <p>第7条の3 第6条に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			<p>(退職手当の基本額の最高限度額)</p> <p>第7条 第3条から第5条までの規定により計算した退職手当の基本額が、退職日俸給月額に49.59(平成25年10月1日から平成26年6月30日までの間においては52.44とする。次条において同じ。)を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。</p> <p>第7条の2</p> <p>第7条の3</p> <p>(同左)</p>		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第7条	第3条から第5条まで	前条の規定により読み替えて適用する第5条	第7条	(同左)	
	退職日俸給月額	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき退職日俸給月額に <u>100分の2</u> (退職日俸給月額が教職員給与規程の指定職俸給表4号俸の額以上である場合には、 <u>100分の1</u>)を乗じて得た額の合計額		退職日俸給月額	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき退職日俸給月額に <u>100分の3</u> (退職日俸給月額が教職員給与規程の指定職俸給表4号俸の額以上である教職員は <u>100分の1</u> 並びに指定職俸給表1号俸の額以上4

改正前			改正後		
					号俸の額未満である 教職員及び指定職俸 給表以外の俸給表適 用者で退職の日にお いて定められている その者に係る定年と 退職の日におけるそ の者の年齢との差に 相当する年数が1年 である教職員は10 0分の2)を乗じて 得た額の合計額
	これらの	前条の規定により読 み替えて適用する第 5条の		(同 左)	
第7条の2	(略)		第7条の2	(同 左)	
第7条の2第 1号	特定減額前俸 給月額	特定減額前俸給月額 及び特定減額前俸給 月額に退職の日にお いて定められている その者に係る定年と 退職の日におけるそ の者の年齢との差に 相当する年数1年に つき退職日俸給月額 に <u>100分の2</u> (特 定減額前俸給月額が 教職員給与規程の指 定職俸給表4号俸の 額以上である場合に は、 <u>100分の1</u>) を乗じて得た額の合 計額	第7条の2第 1号	特定減額前俸 給月額	特定減額前俸給月額 及び特定減額前俸給 月額に退職の日にお いて定められている その者に係る定年と 退職の日におけるそ の者の年齢との差に 相当する年数1年に つき退職日俸給月額 に <u>100分の3</u> (特 定減額前俸給月額が 教職員給与規程の指 定職俸給表4号俸の 額以上である教職員 は <u>100分の1</u> 並び に特定減額前俸給月 額が指定職俸給表1 号俸の額以上4号俸 の額未満である教職 員及び特定減額前俸 給月額が指定職俸給 表以外の俸給表適用 者で退職の日におい

改正前			改正後		
					て定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である教職員は100分の2)を乗じて得た額の合計額
第7条の2第2号	特定減額前俸給月額	特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき退職日俸給月額に100分の2(特定減額前俸給月額が教職員給与規程の指定職俸給表4号俸の額以上である場合には、100分の1)を乗じて得た額の合計額	第7条の2第2号	特定減額前俸給月額	特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき退職日俸給月額に100分の3(特定減額前俸給月額が教職員給与規程の指定職俸給表4号俸の額以上である教職員は100分の1並びに特定減額前俸給月額が指定職俸給表1号俸の額以上4号俸の額未満である教職員及び特定減額前俸給月額が指定職俸給表以外の俸給表適用者で退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である教職員は100分の2)を乗じて得た額の合計額
	第5条の2第1項第2号イ	第6条の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第2号イ		(同左)	
	及び退職日俸給月額	並びに退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているそ		及び退職日俸給月額	並びに退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているそ

改正前	改正後
<p>の者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき退職日俸給月額に<u>100分の2</u>（特定減額前俸給月額が教職員給与規程の指定職俸給表4号俸の額以上である場合には、<u>100分の1</u>）を乗じて得た額の合計額</p>	<p>の者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき退職日俸給月額に<u>100分の3</u>（特定減額前俸給月額が教職員給与規程の指定職俸給表4号俸の額以上である教職員は<u>100分の1</u>並びに特定減額前俸給月額が指定職俸給表1号俸の額以上4号俸の額未満である教職員及び特定減額前俸給月額が指定職俸給表以外の俸給表適用者で退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である教職員は<u>100分の2</u>）を乗じて得た額の合計額</p>
(略)	(同左)

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">(退職手当の調整額)</p> <p>第7条の4 } (略) 2・3 }</p> <p>4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 退職した者(第8条の3第1項の規定に該当するもの(役員等から引き続き教職員となった場合を除く。))を除く。次号及び第3号において同じ。)のうち自己都合退職者(傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。)以外のものでその勤続期間が5年以上24年以下のもの 第1項第1号から第9号まで又は第11号に掲げる教職員の区分にあっては当該各号に定める額、同項第10号に掲げる教職員の区分にあっては0として、同項の規定を適用して計算した額</p> <p>(2) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額</p> <p>(3) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が0のもの 0</p> <p>(4) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額</p> <p>(5) 自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの 0</p> <p>5 (略) (中略)</p> <p>第8条の3 役員等若しくは法人等に使用される者が63歳年度末日の翌日以後に引き続き教職員となり、又は国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条第1項に規定する職員が63歳年度末日の翌日以後に次条第1項若しくは第2項の規定に該当して引き続き教職員となった場合(当該法人等、国若しくは同条第1項に規定する特定独立行政法人から国立大学法人京都大学役員退職手当規程(平成16年達示第88号)による退職手当、これに相当する給与若しくはこの規程による退職手当に相当する給与の支給を受けている場合又は次項の規定に該当する場合を除く。)におけるその者に対する次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規程中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">(退職手当の調整額)</p> <p>第7条の4 } (同左) 2・3 }</p> <p>4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 退職した者(第8条の3第1項の規定に該当するもの(役員等から引き続き教職員となった場合を除く。))を除く。次号及び第3号において同じ。)のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が5年以上24年以下のもの 第1項第1号から第9号まで又は第11号に掲げる教職員の区分にあっては当該各号に定める額、同項第10号に掲げる教職員の区分にあっては0として、同項の規定を適用して計算した額</p> <p>(2) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額</p> <p>(3) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が0のもの 0</p> <p>(4) 自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額</p> <p>(5) 自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のもの 0</p> <p>5 (同左)</p> <p>第8条の3 (同左)</p>

改正前			改正後		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)			(同左)		
第7条の4第4項第4号及び第5号	自己都合退職者	退職した者(役員等から引き続き教職員となった場合にあっては、 <u>自己都合退職者</u>)	第7条の4第4項第4号及び第5号	自己都合等退職者	退職した者(役員等から引き続き教職員となった場合にあっては、 <u>自己都合等退職者</u>)
(略)			(同左)		
(中略) 附則 1～6 (略)			(中略) 附則 1～6 (同左)		
7 当分の間、42年以下の期間勤続して退職し又は解雇された者に対する退職手当の基本額は、第3条から第6条までの規定により計算した額にそれぞれ100分の87を乗じて得た額とする。この場合において、第7条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第7項」とする。ただし、35年を超える期間勤続した者で、第5条及び第6条の規定に該当する退職をした者に対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として本項の規定の例により計算して得られる額とし、 <u>42年を超える期間勤続した者で、第3条第1項の規定に該当する退職をした者に対する退職手当の基本額は、その者が第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として本項の規定の例により計算して得られる額とする。</u>			7 当分の間、42年以下の期間勤続して退職し又は解雇された者に対する退職手当の基本額は、第3条から第6条までの規定により計算した額にそれぞれ100分の87を乗じて得た額とする。この場合において、第7条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第7項」とする。ただし、35年を超える期間勤続した者で、第5条及び第6条の規定に該当する退職をした者に対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として本項の規定の例により計算して得られる額とする。		
8・9 (略) (後略)			7の2 当分の間、42年を超える期間勤続した者で、 <u>第3条第1項の規定に該当する退職をした者に対する退職手当の基本額は、その者が第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として前項本文の規定の例により計算して得られる額とする。</u> 8・9 (同左)		
			附則		
			1 この規程は、平成25年11月1日から施行する。		
			2 この規程の施行の際現に教職員として在職していた者が改正前の第4条第1項に規定する25年未満の期間勤続し、任期満了により退職した者に該当する場合(その者が改正後の第5条第1項第3号に掲げる者に該当する場合を除き、その者の勤続期間が11年未満である場合に限る。)には、改正後の第4条第1項に規定する11年以上25年未満の期間勤続した者であって、同項第1号の任期満了により退職した者とみなして、同項の規定を適用する。		